

特定健診対象の皆様へ

令和6年度 特定健診受診券等の送付について

北海道も鮮やかな新緑に初夏の訪れを感じる季節となりました。

平素より組合の事業運営につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年度も特定健診対象者の皆様に特定健診受診券並びに質問票をお送りいたします。

健やかで安心した人生を送るためにも今年度もぜひご受診いただきますようどうぞよろしく願いいたします。

記

1. 特定健康診査とは

平成20年度に始まり、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病に着目した健診で、生活習慣病をいち早く見つけ予防することを目的としております。

2. 受診券送付者

実施年度の初め(4/1時点)に加入している方で、実施年度中に40～74歳となる方です。

3. 実施機関

令和7年3月31日まで(令和6年度中に75歳になる方は、誕生日の前日まで)

4. 基本的な健診の項目

検査項目	
質問票	喫煙・服薬・既往歴などの確認
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
血圧測定	収縮期・拡張期
脂質検査	中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール
肝機能検査	AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP)
血糖検査	空腹時血糖・HbA1c(NGSP値)・随時血糖…いずれかの項目で可
尿検査	尿糖・尿蛋白



詳細な健診の項目(医師の判断による)

貧血検査(ハマトクリット値、色素素量及び赤血球数)、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査

5. 受診の流れ

- ① 組合が契約する健診機関に、特定健診の受診予約をして下さい。
- ② 事前に質問票を記入し、当日、被保険者証、受診券、質問票を持って受診して下さい。
特定健診の費用は、組合が全額補助(基本的な健診7,150円～7,830円、詳細な健診110円～1,650円)致しますので、受診者の窓口負担はありません！！
- ③ 後日、健診機関から特定健診の結果通知をお受け取り下さい。

6. 受診できる健診機関

北海道医師会の医療機関、その他に JA 北海道厚生連、北海道労働保健管理協会、北海道対がん協会等との契約医療機関となります。当組合ホームページにも健診機関一覧表を掲載しております。

7. 検査前の食事の摂取、運動について

・アルコールの摂取や激しい運動は、健診の前日はお控え下さい。

【裏面へ】

- ・午前中に健診を実施する場合は、空腹時血糖、中性脂肪等の検査結果に影響を及ぼすため、検査前10時間以上は、水以外の飲食物を摂取しないでください。
- ・午後に特定健康診査を実施する場合は、ヘモグロビンA1c 検査を実施する場合であっても、軽めの朝食とするとともに、他の検査結果への影響を軽減するため、特定健康診査まで水以外の飲食物を摂取しないことが望ましいです。
- ・やむを得ず空腹時以外に採血を行い、ヘモグロビン A1c を測定しない場合には、食後 3.5 時間以降に採血を行うこととなります。

7. 特定保健指導について

特定保健指導の対象者は、特定健診の結果によって決定されます。

特定保健指導の対象となった場合、健康管理の専門家である保健師、管理栄養士等から生活習慣を見直すサポートを受けることができます。

費用は組合で全額補助(動機付け支援 5,500~27,500 円(訪問型)、積極的支援 17,966 円~49,500 円(訪問型))致しますので、ご利用の方ぜひお願いいたします！！



○組合健康診査について

- ・組合では特定健診の他に契約病院の健診に補助を出しております。(健診の種類や年齢によって自己負担があります。)特定健診の項目はもちろん、さらに濃い内容となっておりますので別紙一覧表をご覧ください！

○歯科健診について

- ・歯周病などお口の状態は、生活習慣病など全身の健康と深く関係していることが分かっております。定期的に歯科健診を受診してお口の健康状態を把握し全身の健康維持へと繋げて頂きたいと思っております。
- 対象は被保険者様で年度ごとに一回、費用は組合で全額補助いたしますので、ご希望あれば組合までご連絡下さい。 歯科健康診査票をお送りいたします。

○健康家庭表彰の条件として

- ・被保険者証を使用しなかったことと合わせ、特定健診対象者にあっては特定健康診査を受診して頂くこととなっております。ご注意ください。



○インフルエンザ予防接種費用補助の条件として

- ・令和4年度よりインフルエンザ予防接種費用の一部(1,500円上限)を補助する事業を始めました！
- 予防接種の補助を受ける場合、特定健診対象者につきましては、令和6年12月末までに特定健診受診が条件となりますのでお早目に特定健診受診をよろしくお願いいたします。

○ベネワン健康ポイント

- ・ベネワンアプリで登録して頂き、特定健診を受診することで500ポイント、特定保健指導該当者が指導を利用することで1,000ポイントを付与いたします。その他ウォーキングや体重入力によってもポイントを貯めることができ、貯まったポイントはポイント数に応じて商品と交換できます。



毎年の健康診断で早期発見、早期治療をお勧めいたします。

医療保険者は公的医療を給付するだけでなく健診・健康づくりなど予防医療への取組みも積極的に行っております。

ご不明な点等ございましたら、ご遠慮なく組合までお問い合わせ下さい。

〒062-0931

札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12 北海道薬剤師国民健康保険組合

TEL 011-812-1161 FAX 011-812-1162 URL: <http://www.douyakukokuho.jp>